

写

監査第4号
平成29年4月14日

請求人代表

様

米沢市監査委員 森 谷 和 博

米沢市監査委員 工 藤 正 雄

米沢市職員措置請求について（通知）

平成29年3月28日付けで受付しました「米沢市職員措置請求（住監）第7号」については、次の理由により、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に定める請求要件を欠いているため、これを受理せず却下することが相当であると決定したので通知します。

記

（理 由）

1 本件措置請求の内容について

監査委員は、請求人が主張する点は以下のとおりと判断しました。

市当局は新文化複合施設整備事業を含む都市再生整備計画事業を進めるにあたり、国から交付される「社会資本整備交付金（旧まちづくり交付金）」の交付割合を事業費の40%であると示していた。

市当局の計画性の欠如から数回にわたり事業計画が変更され、3度目の変更時に市内17地区において説明会を実施した。当局はその説明会において「事業費の増加はないこと、国から交付される交付金が事業費の40%であること」を示していた。

しかし、その後の度重なる工事請負契約の変更により新文化複合施設整備に係る事業費は増額となり、最終的に交付率は34.7%まで下がってしまい、市民との約束である40%の交付率との差分は市の持ち出しによるものとなつた。

よって、その差分に相当する額を損害額として返還を求めるものである。

2 監査委員の判断

住民監査請求制度は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、地方公共団体の住民全体が損失を被るこ

とを防止するため、住民が監査委員に対し監査請求を提出することで、その予防、是正を図ることを本来の目的とする制度です。

住民監査請求の対象となる事項については、法第242条第1項において次のように規定されています。

「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるとき（以下、省略）。すなわち、次に掲げる財務会計上の行為等に限定されています。

- ・違法若しくは不当な公金の支出。
- ・違法若しくは不当な財産の取得、管理、処分。
- ・違法若しくは不当な契約の締結、履行。
- ・違法若しくは不当な債務その他の義務の負担。
- ・違法若しくは不当に公金の賦課徴収、財産の管理を怠ること。

本件請求における請求人の主張は、国の社会資本整備総合交付金について、その交付割合が当初計画していた割合から下がったことをもってその差を損害とし返還を求めよというものであります、当該交付金については交付要綱に基づく自治体からの交付申請に対し国が申請内容を審査し採択したものに交付決定を行うものであります。

よって、当該交付金の交付内容に係る事項については、法第242条第1項に規定されている住民監査の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実のいずれにも当たらないと判断しました。

また、交付割合の減の一因となった米沢市新文化複合施設新設建設に係る事業費の増額については、これまでの米沢市職員措置請求（住監）第3号から第6号において監査委員の判断は示されているところであるので、改めて本請求において監査を実施する必要はないものと判断しました。